

一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会コンベンション開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市が定めるコンベンション開催支援事業補助金交付要綱（以下「鳥取市要綱」という。）第4条第1号の規定を受け、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が交付するコンベンション開催支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市における各種コンベンションの開催を支援することにより、鳥取市におけるコンベンションの開催を促進し、交流人口の増大による地域活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 鳥取県以外の広域から参加者が参集するものであること。
- (2) 市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者の数（宿泊日数を乗じて得た延べ数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が、別表第4欄の範囲であること。
- (3) 興業又は営利を目的としたものではないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる団体とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費に10分の10を乗じて得た額と、同表第4欄に掲げる延べ宿泊者数に応じた同表第5欄に掲げる額とのいずれか低い方の額を、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて鳥取市観光協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 会長は、本補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 申請者は、本補助金の交付決定（この項の規定による変更承認を受けた場合にあっては変更後のものとする。以下同じ。）の通知を受けた後において、申請にかかる事項を変更し

ようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。

2 第8条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業を完了したときは、その日から14日を経過した日又は本補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）コンベンション開催事業実績報告書（様式第7号）

（2）収支決算書（様式第8号）

（3）コンベンション県外参加者名簿（様式第9号）

（4）その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書を審査し、必要に応じて調査を行い、補助事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 申請者は補助金の交付請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

（1）交付決定（変更交付決定）通知書の写し

（2）額の確定通知書の写し

（帳簿の備え付け）

第13条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補助金の交付取消）

第14条 会長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、その補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 延べ宿泊者数	5 上限額	6 備考	
コンベンション開催に係る事業	大会、会議、集会、研究会及び企業コンベンション （企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの）	次の条件を満たす団体とする。 （1）次のいずれにも該当しないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体 （2）当該事業実施に当たり、次のいずれからも他に補助金を受けないこと。 ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	会場費、機材借上代、講師等招請費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費、記念品代等	25人～49人	50,000円	財団法人とっとりコンベンションビューローが交付するコンベンション開催助成金の交付を受ける場合を除く。	
				50人～99人	75,000円		
				100人～199人	100,000円		
	スポーツ大会その他会長が認める事業			ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	25人～49人		50,000円
					50人～99人		75,000円
					100人以上		100,000円
					25人～49人		25,000円
合宿（社会人・各種大学、学校等のクラブ・部・サークル・ゼミ等を行うもの）	ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	50人～99人	37,500円				
郷土芸能出演に係る事業		ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	交通費、出演者謝礼	25人～199人	25,000円	鳥取市の郷土芸能で、会長が認めるものに限る。	
				200人～999人	50,000円		
				1,000人以上	75,000円		
参加者送迎に係る事業		ア 国又は県若しくは市町村 イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体 ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体	バス等借上代、運転手謝礼	25人～99人	25,000円	鳥取市内に営業所を置く会社の貸切バス等を利用し、次に掲げる区間の送迎に要する経費に限る。 ①最寄りの交通機関～会場又は宿舎 ②会場～会場又は宿舎 ③会場又は宿舎～視察先	
				100人～199人	50,000円		
				200人～999人	75,000円		
				1,000人以上	100,000円		